

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

265 号

2025 年 9 月 18 日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会



令和 7 年 9 月 10 日

衆参厚生労働委員長へ訪問

代表理事 清水一雄

既に事務局通信記事にて紹介しておりますように、6 月 10 日にはり・きゅう・あん摩マッサージ指圧を医師の管轄下ではなくマイナカード及び健康保険資格確認書提示で出来る健康保険での現物給付を要望した署名 21,248 筆を海江田万里衆議院議員に請願として提出しています。

今年 6 月国会では審査未了につき厚生労働委員会に審議が付託することになっています。10 月に予定されている国会にて請願採択されるためにも厚生労働委員会でクロージアアップされなければなりません。一人でも多くの声を届けに行きませんか。参加者は事務局までご連絡ください。

集合日時：9 月 29 日（月）13 時 30 分

集合場所：衆議院第二議員会館 1F ロビー

東京都千代田区永田町 2-1-2

東京メトロ丸の内線永田町駅: 1 番口から 徒歩 2 分・

東京メトロ銀座線国会議事堂前駅: 1 番口から 徒歩 3 分・

訪問先：藤丸敏衆議院議員（厚生労働委員長）アポイント 14 時

次に本田顕子参議院議員（厚生労働委員長）

参加申し込み期限：9 月 25 日

申し込み：事務局まで

電話：03-3299-5276

メール：t-hoshinren@star.ocn.ne.jp

Fax：03-3299-5275





投稿／中野 郁雄様



令和7年9月10日

【はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧の交通傷害保険（自賠責保険、任意保険）の損保会社は真実を曲げた偽りで悪質】

清水一雄

今年1月末に重度の交通事故に遭った患者 KS さん（被害者）が病院での医療処置を終え何とか歩行できる程に回復し、元通り復職できるような身体にしていくことを目標に6月中旬から現在に至り治療を行っています。

KS さんは東京海上日動火災株式会社（損保会社という）からはり・きゅう・あん摩マッサージ指圧（あはきという）は治療対象にならないと断られる。または医師があはきを必要とする一筆を添えた同意書があればよいというので、入院していた病院に依頼したが断られたため、かかりつけ医に依頼したら条件に合った診断書を発行してくれました。

ところが損保会社は受理したものの診断書を発行した医師に問い合わせの照会をすると KS さんに告げた。KS さんは損保会社の云った通りにしているのに人を欺くような行為に怒りをぶつけました。

私も損保会社にあはきは必要かつ妥当なる実費で、医師の同意は不要で国土交通省が認めているのにどうして間違ったことをするのかと問い詰めました。

損保会社担当責任者が云うのは、入社当時からその習わしで行ってきたことであり、あはきはずっと治療の対象にならなくて、強いていえば医師の必要とする一筆を添えた同意書があれば検討できるかもしれないという返事しか返ってきません。

「国が決めた通りに一損保会社が実行しない」とはどういうことなのか？

損保会社のあまりにも理不尽な行為に対して地元選出の衆議院議員に下記提出資料に沿って相談しました。よく話を聞いていただき国土交通省にも代議士が確認を取り、事の実態に基づいて国土交通省から新たに通知を出したらいいのか総合的に検討されたうえ連絡をいただく予定です。

令和7年9月1日

衆議院議員 伊藤俊輔様

治療室らくらく 清水一雄

【東京海上日動火災の自賠償保険の偽った運用は止めるべき】

1. 被害者：KS
2. 事故日：令和7年1月24日
3. 事故状況：単車にて信号待ちしているところに加害者単車が斜め後方から被害者が激しい追突をうけ突き飛ばされる。
4. 入退院：1月24日N医科大学病院へ救急車搬送され医療処置を受けた後Aリハビリ総合病院へ転院し6月4日退院する。
5. 負傷状況：N医科大学病院診断書通り
6. 退院後の予後：令和7年6月18日現在身体のあちこち痛み及び痺れがあり踏ん張り切れない状況で、不安定ながらやっと歩行しており疲れやすい。事故前のように仕事の復帰を一日でも早く実現できるようにするため、以前からお世話になっているはり・きゅう・あん摩マッサージ指圧治療で回復を図りたい。
7. 交通傷害保険での東京海上日動火災株式会社の見解
はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧治療は治療の対象にならない。医師が必要である旨の同意書があれば検討する。
8. 患者の健康権：憲法第25条で保障されている生存権を無視した保険者の見解には憤りを感じる。
9. 国の見解
 - ①国土交通省の見解
柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の治療は必要かつ妥当なる実費としているので医師の同意は不要
 - ※【金融庁、国土交通省の告示】
告示は法に基づいてのことで、通知より上にランクされます。
「自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払基準」平成13年告示第1号
告示第1号の1（1）治療関係費
 - ⑧柔道整復等の費用
免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。
告示された文面にしっかりと明記されています。
 - ②厚生労働省の見解
交通事故は第三者行為のため健康保険にて扱うものではなく、医師に同意を求めるのは筋が違う。柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の治療は必要かつ妥当なる実費となっている。
10. 保険者解釈の矛盾
 - ・国との見解が全く違うということはどういうことか？
 - ・被害者である患者の健康を第一に考えず、保険者サイドの身勝手押し付け患者への人権侵害が甚だしい。

「鍼灸治療は1年で打ち切り」制度改悪の流れを止めた運動

労災保険による鍼灸治療打ち切りに働く人々の強固な反対

(広報部 久下勝通)

1983年、長期療養者の鍼灸治療を1年間に制限する労働省の通達、三七五通達第30号が出されました。この通達により、労災保険による医療の補償のなかの鍼灸治療は、1年で打ち切るという保障切り捨てが行われたのです。

頸腕障害など労災職業病に苦しむ働く人々により、労災補償打ち切り反対の声は広がり、鍼灸治療1年で打ち切りの撤回を求める裁判での運動が広がりました。

岸イヨさんの健康保険による鍼灸治療の差別的排除の改善を求めた裁判も1991年、宇都宮地方裁判所に提訴しましたが、各地でおこる労災補償打ち切り撤回の声に励まされ始めました。

「労災補償打ち切り」は認められないと、裁判で打ち切り撤回を求め勝利した二人の方から裁判の資料をいただいていたのが見つかりました。鍼灸治療あん摩マッサージ指圧治療を利用できる健康保険への改善は国民の健康維持、強化に大きな役割を果します。

東京、三和銀行勤務、中出栄子さん

三和銀行へ勤務していた中出さんは、銀行のオンライン業務へ移行中に、頸肩腕障害を発症し発症時は一人で起き上がる事も出来ない状況でした。

幸い労災認定を受け治療に専念、主治医の指導の下で理学療法や運動療法とともに鍼灸治療は欠かすことのできない治療でした。一般医療や鍼灸ストレッチ体操続け休業から4年後、ようやく職場復帰に向けて積極的な運動療法を始めたころ、労基署から労災保険の全面打ち切りの通知が届いたのです。

しかも銀行からも労災打ち切りに連動し社内保障を停止され、1年以内に出勤不可能なら解雇との扱いを受けたのです。一時は絶望に追い込まれたそうですが、通勤訓練からリハビリ勤務を開始し、発病から十年で職場復帰に成功しました。

1986年3月、東京地裁へ労災打ち切り撤回を求めて提訴しました。1990年12月東京地裁の判決は主治医の診断を受け入れ、治癒までの処分取り消しの判決がありました。

東京地裁の判決は保障打ち切り処分の取り消し、国は高裁へ訴訟

- ① 「鍼灸治療の効果は最長1年」と限定した「三七五通達」をはるかに超える6年半（治癒まで）の療養すべてを正当とし、事実上、通達の違法性を認めたこと。
- ② 争点となった「治癒」判断については、労基署側に立証責任があるとし、従来の判例を一步前進させたこと。
- ③ 被災患者の療養の内容として鍼灸治療を認め、運動療法や職場復帰訓練をも総合的に認めました。東京地裁の判決は積極的な構成となっているのです。

国は地裁の判決を不服として控訴したのです。

しかし、1993年12月の東京高裁の判決では、中出さんが主治医の指導の下に理学療法と運動療法や鍼灸療法を組み合わせ、職場復帰をした過程を見据え、労働基準局と東京労基局が中出さんの回復過程や諸検査資料を考慮することなく、労災保険給付を一切打ち切ったことを違法としました。

1994年1月、国は上告を断念しました。中出さんの職場復帰への努力が認められ、労災保険給付の打ち切りなどの処分は違法と認められたのです。中出さんは岸イヨさんの鍼灸裁判へ「私も応援しますー必要な治療を安心して受けられるように、」と支援の声を寄せていただいた方です。

奈良県生駒郡の鈴木真紀子さん

大阪市の知的障害児施設の保母として勤務するなかで、業務の影響から腰痛などに悩まされ労災認定を受けました。鈴木さんは1982年4月から、一般治療とともに鍼灸治療を受けていましたが、天満労基監監督署は三七五通達により、1983年4月以降の治療費の支給をうち切りました。

鈴木さんは、はり灸治療に対しかける労災保険の支給を、一律に1年間に限った労働省三七五通達は、治療の必要性を無視する違法な通知である、と大阪地裁に提訴しました。

大阪地裁では原告の訴えを棄却する判決でしたが、大阪高裁の判決では、「1年を限度に支給を終了させることを定めた通知は合理性を欠く」と原告の訴えを認める判決でした。

大阪高裁判決、はり・灸だけを制限する労働省通知は違法

労働省三七五通達は、西洋医学については治療期間の制限がなく、はり・灸だけを制限するその違法性が争点となったのですが、**裁判長は「当時、鍼灸治療は西洋医学の治療方法に比肩し得、医学的、社会的にも承認されていた」と指摘し、はり・灸だけを制限する労働省通知を違法と判断したのです。**

「鍼灸治療についての一般医学水準における知見について」のなかで、鍼灸治療の鎮痛効果について次のように明らかにしています。

「鍼灸治療の鎮痛効果」

鍼灸術は、二、三〇〇〇年来、臨床的実践の積み重ねにより、鎮痛効果が経験上確認されてきたものであり、我が国においては、明治以降医学から除外されていたが、昭和四八年にハリ麻酔が紹介されて以来、痛みの治療に鍼灸治療が取り入れられるようになり、临床上、鎮痛効果のほか血行改善効果、筋肉弛緩効果、体調改善効果あるとされ（甲17、原審証人兵藤正義）、その効果等につき多数の研究報告がなされるに至っている。

(1) まず、頸肩腕症候群に対する鍼灸治療効果については、

- ① 兵藤正義報告・大阪医大ペインクリニックにおいて、やや有効以上84・1%。
- ② 大島良雄報告・東洋医学技術研修センターにおいて、やや有効以上55・6%、埼玉医大において、やや有効以上68・9%
- ③ 塩鮑善友他三名報告・岡山大学医学部において、やや有効以上79・6%

(2) 次に腰痛に対する鍼灸治療効果については、

- ① 兵藤正義報告・大阪医大ペインクリニックにおいて、やや有効以上73%
- ② 大島良雄報告・東洋医学技術研修センターにおいて、やや有効以上53.5%。埼玉医大において、やや有効以上83.4%以上
- ③ 塩鮑善友他三名報告・岡山大学医学部において、やや有効以上86.4%と、いずれの疾患についても鍼灸治療が有効である旨の報告がなされている。

「労働省通達は、はり・灸治療のこうした一般的な医学水準を基準とした、判決の範囲内とは認め難く、その規定は違法」と裁判長は判断したのです。労災保険における保障の打ち切り、鍼灸治療の差別的排除とたたかい、不当な処分を撤回させたお二人の裁判の結果を見てきました。

私たちは健康保険からの鍼灸治療、あん摩マッサージ指圧治療の差別的排除の改善こそ、国民の健康の維持、強化のために必要と考えています。

中出さん、鈴木さんの戦いに学び、鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師の健康保険からの差別的排除改善のために、司法の場、裁判での戦いも是非とも検討すべきと思います。



野外パーティー マッサージボランティア参加者募集！

日時：11月3日（月・祝）※雨天中止

9：30～15：00（途中参加大歓迎！）

＊ボランティア日当及び交通費支給します＊

希望者は事務局(TEL：03-3299-5276)まで

会場：稲田公園（川崎市多摩区菅稲田堤 2-9-1）

最寄り駅：JR 南武線稲田堤駅徒歩約7分

又は京王線稲田堤駅、北口 多摩川方面



一般社団法人鍼灸マッサージ師会から「マッサージコーナー」を出店します。

昨年は雨天のため中止となりましたが、毎年多くの親子連れや地元のお年寄りなどが来場されます。

当日は多数のイベントや模擬店も出店し、なかでも杵つき餅は早々に売り切れてしまうほど！人気の杵つき餅で力をつけて体験マッサージを行うのが恒例です。

また「NPO 法人 東洋医療を考える会」で取り組んでいる署名活動も同時に行います。

皆様のご参加をお待ちしております！



高齢者の家事能力について考える

松本 泰司



或る高齢者夫婦のケアマネをしていた。その人は持ち家だった。庭を入れると敷地は 100 坪を超えている。ご主人は 89 歳、奥様は 83 歳で奥様の方が認知機能が低下していた。奥様は料理が出来なくなっていた。ヘルパーを入れても調理は頼まず買い物代行を依頼し、菓子パンとバナナとカップラーメンを購入していた。

ジャンクな食事のせいでご主人は便秘で苦しみ 1 ヶ月に数回、居間で自己排便をして畳の上が便まみれになった。本人はトイレは狭くて上手くホジれないと言う。施設入所の話をすることにした。

ケアマネとしては自宅でヘルパーに調理をしてもらい、訪問看護の排便コントロールの利用を提案したが拒否された。施設入所の件はご主人が金がないと言うので、私は渋谷で 100 坪を超える土地があれば数億は入りますよと答えた。これを認知症の妻が「ケアマネが家を売れと言っている」と実弟に話し、北陸に住む弟が区役所に乗り込み大変なことになった。夫に親族は無く子供のいない夫婦の場合、相続は妻の弟になるのか、自宅を売って都内の高額な有料老人ホームに入られたら当てが外れるだろう。

実際は相当な現金を家の金庫に持っていて便秘で入院した病院にも 400 万を持ち込んでいた。病院から包括に引き取り依頼の連絡が入り、包括センター長と区の人間の 2 人が現金を引き取りに行った。

この御宅以外でも家事を一手に引き受けていた奥様が脳梗塞で倒れ、家事経験が無いご主人が奥様の介護をする事例があった。食事は毎食カップ麺が中心になった。宅配弁当の方が栄養バランスは良いと思うが飽きたという事で夫がすぐに中止した。カップラーメンを食べていては健康には戻れない。

家事経験がなければ料理本を見てその通りにやれば味噌汁や目玉焼き、肉じゃがとかカレー位は簡単だと思うのだが「私は料理はやったことが無いので出来ません」と言う。家事が出来ない事が男として当然だと正当化して、『それが何か問題でも』といった感じを受ける。

出来れば高齢の男性も最低限の自炊はして欲しい。市区町村では男の料理教室を行っている所もあるが参加もせず終日図書館で寝ている。女房が病気で入院した、その後一人になったのでバランスの取れた食事は出来ません。部屋の掃除や衣替えも出来なくなりましたというのは如何なものか。

現役で働いていて時間に余裕がないならともかく、終日テレビを見てるだけで片付けは面倒くさいという。人生自体面倒なもので、それを倦まず弛まず辛抱して続けるのが人の生活ではないのだろうか。

(追記) 上記の自己摘便の夫は入院中老衰で亡くなり認知症の妻は地方の施設に入った。残った土地はすぐに妻の実弟が

売却して低層アパートが2棟建った。稼いだお金は頭がしっかりしている間に自分のために使って欲しい。



2025.9.6 発行 Vol.186

月刊

政治かわら版

牧島かれん国政報告

発信元: 牧島かれん事務所

* 地元事務所

* 会館事務所

TEL:0465-38-3388

TEL:03-3508-7026

FAX:0465-38-4400

FAX:03-3508-3826

参議院選挙を終え、多くの方々にお答えいじらしていただき、わが党への
不信任は大きいと受け止め、ミケルソン出直り覚悟の心。

■ 解党的に出直り

選挙の総括と取組をめぐって。お金や説明責任の問題、未来ビジョンを示せ
ること、物価高対策や経済再建に本質的な幅広い議論が展開
できている事、関係構築の不足、常時からのSNS連携の弱さ等多くの意見が
記載されていますが、個人的には、寄り添っていかない政党、と感じられてしまっ
てしまったと思います。「解党的に出直り」という表現も入っていますが、重くは決断
です。顔と愛を込めたい、という思いが強いこと、党内のちがひとされている場合
でもないかという通りです。一方「この様な国家像を描く政党」といふのが
「自民党とは何なのか」をオープンな場でも示し、喧々諤々の議論を交わし
理解頂く過程を経ることで、出直りというべきだと私は考えています。

■ 今月の言葉: 認知戦

認知領域は、陸・海・空・宇宙・サイバーに次ぐ「第6の戦場」といわれ
人間の認知領域(思考)に影響を与え、コントロールを目的とした情報戦
だといわれています。海外からの関心も報告されています。4使の組には日本国民の判断
を刷り民権主義を壊すこと、対策強化を。2025.9.4 衆議院議員 牧島かれん

【海江田万里の政経ダイアリー】2025. 8. 28号

●国連誕生80周年に思う

今年は日本の敗戦から80年の節目の年で同時に、国際連合（国連）が誕生してから80年の記念すべき年です。日本の外交は国連中心主義と教科書などでは教えていますが、実際、国連誕生の歴史についてはあまり知られていないのではないのでしょうか。

国連の誕生日は1945年10月24日と言われ、この日を国連デーとして日本でも渋谷区にある国連大学を中心に各種の催しがおこなわれます。日本の終戦は8月15日とされていますが、正式にはミズリー号上で降伏文書に調印したのは9月2日ですから、日本の降伏により第二次世界大戦が終結してから、わずか50日余りで51か国が加入した国連が正式発足するとはずいぶん手際がいいというのが学校の社会科で国連について学んだときの私の正直な感想です。しかし、実際には日本とドイツが降伏前の1945年4月、両国に宣戦布告している50か国がサンフランシスコで会議を開き、国連憲章に調印をしています。ここから国連は実質的にスタートしたと言ってもいいでしょう。国連憲章の内容については前年の8月から10月にかけてワシントンで開かれた米国、英国、ソ連、中華民国の4者で原案が作成されていました。10月24日は、こうした下準備がすべて整った上で、国連が正式発足した日です。

第一次世界大戦後の国際連盟では米国が参加を見送り、その結果、第二次世界大戦を防げなかった歴史的事実は多くの人が知るところでしょう。現在の国連は米国が中心になって第二次世界大戦後の国際秩序を定めた組織ですが、第二次トランプ政権は、国連と距離を置くことに熱心です。2025年10月からの会計年度の予算で、国連関係の金額を33・3億ドル（約4780億円）削減することを決めています。また、2月4日には、国連人権理事会からの離脱、ユネスコの参加を見直す大統領令に署名しています。第一次世界大戦後の国際連盟への米国の無関心さが再び思いだされます。

米国が国連に背を向けるのと対称的に、最近目立つのが中国の国連への関心の高さです。中国が主張する「人類運命共同体」の目標は、現代における国連憲章の反映であるとの見解を中国は幾度となく明らかにしています。

現在、日本にとって国連改革の最大の問題は言うまでもなく、常任理事国入りです。この問題について、国連自身2004年に安保理の改革についてハイレベル委員会を設置し、具体案として、常任理事国を6か国、非常任理事国を3か国増やして、常任理事国を24か国とする案を提出しています。残念ながらこの案は、中国と韓国の反対により2005年9月の国連総会では採択に至りませんでした。

中国が本気で、国連重視の姿勢をとるなら、安保理の常任理事国の改革は避けて通れない課題だと思います。現在の日本と中国の政府間の関係は決して良好なものとは言えませんが、この際、中国に対して、国連改革と一緒にやろうと呼びかけることも必要だと思います。また韓国の新大統領は、米国訪問に先立って米日し、未来志向の関係を築くことを確認しましたから、韓国にもこの問題での協力を働きかけることも重要です。

国連誕生80年を契機に、日本が国連の中で存在感を示すチャンスを活用しない手はありません。米国抜きで国連を放置すると、世界は再び戦火にまみれることを心配します。

海江田 万里

海江田万里事務所（東京都第1区）〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル
TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R07 年 9 月

1	月	
2	火	
3	水	申請書〆切
4	木	申請業務
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	事務局通信投稿締め切り
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	ケアマネ会議(13:30～15:30)
15	月	敬老の日
16	火	
17	水	
18	木	NPO 体験マッサージ(13:00～15:00) 国民の会役員会(18:30～20:30)
19	金	ウーベル保険 R7 年 10 月加入申し込み締め切り
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	秋分の日
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	三役会(13:30～15:30)
29	月	衆参厚生労働委員長へ訪問 (13:30～) 支給明細などの発送
30	火	療養費の振り込み

R07 年 10 月

1	水	
2	木	
3	金	申請書〆切
4	土	申請業務
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	
10	金	事務局通信投稿締め切り
11	土	
12	日	
13	月	スポーツの日
14	火	
15	水	
16	木	国民の会役員会(18:30～20:30)
17	金	
18	土	
19	日	NPO 理事会(10:00～12:00) 理事会(13:30～15:00)
20	月	事務局会議(13:00～15:00) ウーベル保険 R7 年 11 月加入申し込み締め切り
21	火	
22	水	
23	木	NPO 体験マッサージ(13:00～15:00)
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	支給明細などの発送
30	木	
31	金	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会